

## ○多古町水道事業給水条例

(昭和57年3月24日条例第9号)

改正	昭和61年3月14日条例第5号	平成元年3月13日条例第6号
	平成4年3月18日条例第20号	平成4年12月17日条例第35号
	平成6年12月16日条例第22号	平成9年3月24日条例第12号
	平成9年12月24日条例第23号	平成12年3月21日条例第25号
	平成13年6月14日条例第20号	平成14年3月20日条例第15号
	平成14年12月18日条例第32号	平成16年1月26日条例第1号
	平成26年3月19日条例第6号	令和元年12月13日条例第14号

## 目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 給水装置の工事及管理(第8条―第17条)
- 第3章 給水(第18条―第22条)
- 第4章 料金および手数料(第23条―第33条)
- 第5章 貯水槽水道(第34条・第35条)
- 第6章 雑則(第36条―第40条)
- 附則

## 第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、多古町水道事業の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、多古町全域とする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法をいう。
- (2) 政令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
- (3) 給水装置 需要者に水を供給するために、町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する用具であって、町の所有に属しないものをいう。
- (4) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、変更、撤去または修理のための工事をいう。
- (5) 工事費 町において施行する給水装置工事の工事費をいう。

(給水装置の種別)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯または1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(代理人の選定)

第5条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が町内に居住しない時、または町長において必要であると認めるときは、所有者はこの条例に定める一切の事項を処理させるため町内に居住する代理人を選定し、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときもまた同様である。

## (管理人の選定)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、給水装置の使用者(以下「使用者」という。)のうちから管理人を選定し町長に届け出なければならない。管理人に変更があった時もまた同様である。

(1) 共用給水装置を使用するとき。

(2) アパートの所有者または経営者がそのアパート内に居住しない場合、その他で町長が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、給水管を共用する者についても準用する。

3 町長は、管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

## (家族等の行為に対する責任)

第7条 使用者はその家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても責を負わなければならない。

## 第2章 給水装置の工事及管理

## (給水装置の申込)

第8条 給水装置工事をしようとするものは、町長に申し込まなければならない。

2 前項の申し込みにあたり、町長は必要と認めるときは利害関係人の同意書またはこれに代わる書類の提出を求めることができる。

## (給水装置工事の施行等)

第9条 給水装置工事の設計及び申し込みは、申し込みにより町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行なう。

2 指定給水装置工事事業者について必要な事項は町長が定める。

3 配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくとも町が施行することができる。

## (給水装置の構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質について必要な事項は町長が定める。

## (材料の検査)

第11条 給水装置工事に使用する材料は、町長の定める検査に合格したものでなければならない。

## (工事費の負担)

第12条 給水装置工事の費用は、申込者の負担とする。

2 配水管の移転、その他の理由により給水装置工事を必要とするときは、町の費用で施行することが適当と認めたときは、その費用は町の負担とする。

## (工事費の算出方法)

第13条 給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 路面復旧費

(5) 工事監督費

(6) 諸掛費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を加算する。

3 工事費の算出について、必要な事項は町長が定める。

(工事費の前納)

第14条 給水装置工事申込者は、工事費概算額を前納しなければならない。但し、修繕のための工事費及び官公署の申し込みにかかる給水装置工事、その他町長が事情やむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。

2 前項の前納金は、給水工事の施行後精算し、過不足があるときはこれを還付し、または追徴する。

(給水装置の管理義務)

第15条 使用者または所有者は、水道が汚染されることのない様充分の注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 使用者又は所有者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 給水装置を器物又は施設と連結して使用することにより、水道水を汚染させないようにすること。

(2) 水道メーター(以下「メーター」という。)の点検、検査、または修繕の障害となる建築物、工作物、または物件をその設置場所に設置しないこと。

(3) 給水装置に異状があると認めたときは、直ちに町長に届けること。

3 町長は、前項第1号又は第2号の規定に違反したものに対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを命ずることができる。

(設計の審査等)

第16条 給水装置を設置しようとする者、又は給水装置工事を施行しようとする者は、設計についてあらかじめ町の審査を受け、施行後直ちに検査を受けなければならない。

2 修繕のための工事については、設計を必要としない。

(第三者の異議についての責任)

第17条 給水装置工事に関し、利害関係人、その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合を除くほか制限し、または停止することはない。

2 給水の制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限または停止のため、使用者又は所有者に損害を生ずることがあっても町はその責を負わない。

(給水の申込み)

第19条 町水道により給水を受けようとする者は、町長に申し込まなければならない。

2 町長は、給水装置の構造及び材質が政令第4条に規定する基準に適合していないと認めたときは、前項の申込みを拒むことができる。

(分担金の徴収)

第19条の2 前条の規定により、あらたに給水を受ける者から分担金を徴収する。

2 分担金は、町長の定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費

税の税率を乗じて得た額（以下「消費税及び地方消費税」という。）を加えた額とし、徴収方法については町長が定める。

（開発負担金）

第19条の3 宅地等（面積5,000平方メートル以上）を造成しようとする者は、規則の定めるところにより開発負担金を納付しなければならない。

（メーターの設置）

第20条 メーターは町が設置し、使用者又は所有者に保管させるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを使用者又は所有者に設置させることがある。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく口径の大きなメーターを設置しようとするとき。
  - (2) 一使用場所で2箇以上のメーターを必要とするとき。
  - (3) その他町長が定めるとき。
- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。
- 3 メーターの保管者がその責に帰すべき理由により、町の設置したメーターを亡失し、又は毀損した場合は、町長はその損害額を弁償させることができる。

（届け出の義務）

第21条 使用者、所有者、代理人又は管理人は、次の各号の一に該当する場合はすみやかに町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し又は使用しようとするとき。
- (2) 給水装置を料率の異なる用途に使用しようとするとき。
- (3) 消火栓を消火演習に使用しようとするとき。
- (4) 使用者又は所有者に変更があったとき。
- (5) 共同給水装置の使用世帯数に異動があったとき。
- (6) 消火栓を消火に使用したとき。

（私設消火栓の使用）

第22条 私設消火栓は、消火又は消火演習の場合を除くほか使用してはならない。

#### 第4章 料金および手数料

（料金の徴収）

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者又は管理人から徴収する。

2 管理人から徴収する料金は、使用者連帯してその納付義務を負担するものとする。

（料金）

第24条 料金は1月につき基本料金と超過料金との合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

専用給水装置

種別	料率		超過料金(1m3につき)			
	水量	料金	11m3～20m3	21m3～40m3	41m3～100m3	101m3以上
13mm	10m3	1,800円	180円	190円	200円	210円
20mm以上	20m3	3,900円		190円	200円	210円

## (使用水量の計算)

第25条 使用水量はメーターにより計算する。

- 2 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月に繰越して計算する。
- 3 第27条第2項の場合の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第26条 前条の規定にかかわらず、町長は次の各号の一に該当する場合は使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
  - (2) メーターが設置されていないとき。
  - (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のとき。
  - (4) その他町長が定めるとき。
- 2 町長は使用者が一給水装置を料率の異なる2種以上の用途に使用したときは、その用途別の使用水量を認定する。

## (料金の算定)

第27条 料金はメーター点検例日現在の使用水量により算定する。ただし、町長が必要と認めるときは、メーターの点検を隔月にし、その計量した使用水量をもって、その日の属する月分及びその前月分の料金を算出することができる。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、いずれか一方の月の使用量に加えるものとする。

- 2 給水装置の使用を廃止し、また中止した場合の料金は、その都度使用水量により算定する。

## (料金算定の特例)

第28条 メーター点検例日から次の点検例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、または中止したときの料金は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

## (1) 毎月点検の場合

- ア 使用日数が15日を超えず、かつ使用水量が最低使用水量の2分の1を超えないときは最低使用水量の2分の1に相当する料金とする。
- イ 使用日数が15日を超え、または使用水量が最低使用水量の2分の1を超えるときは1月とみなし算定する。

## (2) 2月点検の場合

- ア 使用日数が30日を超え45日を超えず、かつ使用水量が最低使用水量の2分の3を超えないときは、最低使用水量の2分の3に相当する料金とする。この場合の基本料金の適用については、20立方メートルまでとする。
- イ 使用日数が45日を超え、または使用水量が最低水量の2分3を超えるときは2月とみなして算定する。

## (料金の前納)

第29条 工事用、その他の臨時せんにより給水を受けようとするものは、3月分以内の使用予定水量に相当する料金概算額を前納しなければならない。ただし、官公署の申込みにかかるものにあつてはこの限りではない。

- 2 前項の料金概算額は、町長が必要と認めるときに臨時精算する。

## (無届使用に対する認定)

第30条 給水装置を無届けで使用した者は、前使用者に引続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は納額告知書、又は集金の方法により2月分を一括徴収する。

2 第27条第2項の規定による場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、各号に定める額とし、申込者からこれを徴収する。ただし、その額に1円未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。

(1) 材料検査手数料

町長が認定する当該材料の価格の100分の8とする。ただし、多古町指定給水装置工事事業者の使用する材料で町長の指定するものについては、材料検査手数料を徴収しないことができる。

(2) 設計または設計審査手数料 1件につき 1,000円

(3) 法第16条の2第1項の指定を受けようとする者 10,000円

(4) 法25条の3の2第1項の指定の更新をする者 10,000円

(5) 各種証明手数料 1件につき 300円

2 手数料は前納とする。

(料金等の減免)

第33条 料金、手数料及びその他費用の額は、公益上必要がある場合、その他町長が定める場合に該当するときはこれを軽減し又は免除することができる。

## 第5章 貯水槽水道

(町の責務)

第34条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第6章 雑則

(実費の徴収)

第36条 町長は法第18条第2項の規定による検査について特別の費用を要するときは、検査を請求した者からその実費を徴収することができる。

(給水停止処分)

第37条 次の各号の一に該当する場合は、その理由が継続する間給水を停止する。

(1) 料金を納付しないとき。

(2) 正当な理由なしに、法第17条の規定による給水装置の検査を拒んだとき。

(3) 給水装置の構造及び材質が政令第4条の規定する基準に適合しないとき。

- (4) 第15条第3項の規定による措置命令に従わないとき。
- (5) 第16条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 工事費を納入しないとき。

(過料)

第38条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(罰則)

第39条 第16条第1項の規定に違反して給水装置工事を施行した者は、30,000円以下の罰金に処する。

第40条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 多古町簡易水道事業給水条例(昭和44年多古町条例第3号)は廃止する。

附 則(昭和61年3月14日条例第5号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月13日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の多古町水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成4年3月18日条例第20号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条については、千葉県知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成6年12月16日条例第22号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月24日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の多古町水道事業給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものに係る料金(施行日以後始めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日以後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後始めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、始めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成9年12月24日条例第23号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年6月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月18日条例第32号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月26日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日条例第14号)



この条例は、公布の日から施行する。